

令和8年5月28日
 子ども・若者部
 子ども家庭課

一時預かり事業の確保に向けたほっとステイの拡充について

1. 主旨

区では、子ども・若者総合計画（第3期）に内包される子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～11年度）において、令和11年度までの一時預かり事業の需要量見込み及び確保の内容を定めている。その中で、本年4月から開始されたこども誰でも通園制度についても提供体制の確保に取り組むとしており、令和11年度に需要量を満たすよう、計画的に利用可能枠を確保することとしている。一方で、計画策定後の子ども・子育て支援を取り巻く環境やニーズの変化により、現時点での確保量は見込みを下回り、需要量見込みとの乖離が生じている。

こうした状況のなか、理由を問わない一時預かり事業であるほっとステイの利用は、令和6年度から令和7年度にかけて、実利用者数で約4%、延べ利用者数で約6%増加しており、利用者からも予約が取りづらいつとの声が上がっている。さらには、今後、多くの保育待機児童の増加が見込まれる中、現在、保育施設整備を前倒して進めているが、整備には一定の期間を要する。

子育て家庭が多様な子育て支援策を選択し、自分らしく子育てできる環境を整えるためにも、地域の活動団体の協力を求め、待機児童となった方の受け皿にもなり得る一時預かり事業について、こども誰でも通園制度による確保量の不足を補い、保育施設整備と合わせ、早急に更なる確保策を講じる必要がある。

このことから、今後新規開設するおでかけひろば及び既存のおでかけひろばのうち、実施可能な施設において、おでかけひろば活用型のほっとステイを拡充することにより、一時預かり事業の確保を図り、在宅子育て家庭等への支援の取組みを強化する。

2. 実施内容

(1) 拡充方針

今後新規開設に向けて募集を行うおでかけひろば及び既存のおでかけひろばについて、ほっとステイ事業実施要綱に掲げる要件を満たす場合には、おでかけひろば活用型によるほっとステイ事業実施に向けた申請を可能とする。事業実施の可否については、世田谷区おでかけひろば整備・運営事業者選定委員会での審査を経て決定する。

(2) 確保量の想定

令和 8年度	4か所（確保量	480人日）
9年度	5か所（確保量	1,960人日）※1か所増
10年度	5か所（確保量	2,400人日）※通年

(3) その他

子ども・若者総合計画（第3期）に内包される子ども・子育て支援事業計画については、令和8年度以降の取組み状況を踏まえ、同計画改定に合わせて見直しを検討する。

3. 所要経費（令和8年度）

12,076千円（基本分、処遇改善、開設準備費等）

※既存予算にて対応（おでかけひろば新規整備開設時期の見直しによる残等を活用）

※特定財源 7,004千円（国、都補助金）

4. 今後のスケジュール（予定）

令和8年 6月 事業者募集

10月 書類審査

11月 選定委員会にて事業者決定、開設準備

令和9年 1月以降 順次開設